

諮問日：令和4年9月8日（令和4年度（情）諮問第17号）

答申日：令和5年2月1日（令和4年度（情）答申第32号）

件名：名古屋高等裁判所における判例集等の刊行に関する取扱いが記載されている文書及び同取扱い等に係る最高裁判所からの指示・事務連絡等の開示判断に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「判例・裁判例集の発行に関し、登載又は報告等をする判決の選定基準（登載すべき判決と登載すべきでない判決の別やその判定方法や選定手続き等）など、その取扱いを定めた要領・通達等、及びその取扱いが記載されているマニュアル、教材の類のほか、同取扱いや運用に係る最高裁からの指示・事務連絡等（電子メール、掲示板等を含む。）。」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、名古屋高等裁判所長官が、「名古屋高等裁判所判例委員会規程」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、開示した判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、名古屋高等裁判所長官が令和4年7月11日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件で原判断庁が開示した文書をくまなく精査したが、判例集に登載すべき判決を選別する何らかの目安となるような文言は、大局的な理念の類すら全く見当たらないところ、組織的に選定がなされる前提にもかかわらず組織として何の目安も存在しないのは通常あり得ないと断言できるのであって、もし本

当に全くのフリーハンドで、裁判所にとって都合がよいものだけを掲載しているのが実情ならば、それは墮落しているというべきで裁判所の腐敗が極めて深刻といえる。したがって、本件開示申出に係る文書の探索が不十分だったと考えられる。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 原判断庁は、本件開示申出の内容について、「発行」を「刊行」と解し、刊行される判例・裁判例集のうち、その掲載する判決等について原判断庁が事務に関わるのは最高裁判所事務総局が刊行する「高等裁判所判例集」選定事務のみであって原判断庁が独自に刊行する判例・裁判例集はないことを踏まえ、「高等裁判所判例集の刊行に関し、掲載する判決等の選定に関する事務等の取扱いを定めた要領・通達及びマニュアル、教材のほか、同取扱いや運用に係る最高裁からの指示・連絡事項等（電子メール、J・NETポータルを含む。）」と整理し、探索を行ったところ、本件対象文書を除いて本件開示申出に係る文書は存在しなかった。
- 2 苦情申出人は、判例集に掲載すべき判決の選定について、組織として何の目安も存在しないのは通常あり得ないから、文書の探索が不十分であった旨主張する。しかし、原判断庁の文書の探索結果は、1のとおりであるところ、高等裁判所判例集に掲載すべき裁判の選定については各高等裁判所に置かれた各判例委員会の審議に委ねられていることから（判例委員会規程（昭和22年最高裁判所規程第7号）（以下「判例委員会規程」という。）1条、2条）、苦情申出人が主張する判断の目安が定められていないとしても不合理ではない。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年9月8日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月16日 本件対象文書の見分及び審議

④ 令和5年1月20日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 原判断庁は、本件開示申出について、「発行」を「刊行」と解し、「高等裁判所判例集の刊行に関し、登載する判決等の選定に関する事務等の取扱いを定めた要領・通達及びマニュアル、教材のほか、同取扱いや運用に係る最高裁からの指示・事務連絡等（電子メール、J・NETポータルを含む。）。」の開示を申し出るものと整理したとのことである。補正書の記載に加え、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、最高裁判所事務総局が刊行している判例集又は裁判例集は、最高裁判所判例集、最高裁判所裁判集及び高等裁判所判例集であること、高等裁判所判例集に登載する判決等の選定は当該高等裁判所が行っていること、原判断庁は裁判所裁判例集を刊行していないことを踏まえれば、原判断庁が本件開示申出について上記のとおり整理したことは合理的である。
- 2 本件対象文書を見分した結果によれば、本件対象文書は、名古屋高等裁判所判例委員会について定める名古屋高等裁判所判例委員会規程である。そして、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、高等裁判所判例集に登載すべき裁判の選定については、各高等裁判所に置かれた各判例委員会の審議に委ねられていること（判例委員会規程1条、2条）を踏まえれば、本件対象文書は、高等裁判所判例集に登載する裁判の選定に関する事務に関する文書であるといえ、本件開示申出文書に該当する。

苦情申出人は、判例集に登載すべき判決の選定について、組織として何の目安も存在しないのは通常あり得ないから、文書の探索が不十分であった旨主張する。しかし、判例集に登載する裁判を選定するに当たっては、適用すべき法令の解釈の重要性、当該事案の特殊性や先例価値、実務上において参考とされ得る程度など様々な考慮要素があると考えられるから、その選定について各判例委員会の審議に委ねることは合理的である。したがって、苦情申出人の上

記主張を採用することはできない。

そのほか、名古屋高等裁判所において、本件対象文書のほかに本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、名古屋高等裁判所において、本件対象文書のほかに本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 3 以上のとおり、原判断については、名古屋高等裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    門   口   正   人

委                    員                    長   戸   雅   子